

武蔵野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月12日

提出者 武蔵野市長 松 下 玲 子

武蔵野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

武蔵野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月武蔵野市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)から(9)まで (略)</p> <p>4及び5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5)から(9)まで (略)</p> <p><u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めるもの</u></p> <p>4及び5 (略)</p>	<p>号の改正</p> <p>号の追加</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省

令（平成30年厚生労働省令第46号）の施行に伴い、所要の改正をするものである。